

第3回北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会

- 1 日時 : 令和元年8月1日(木) 10:00~12:00
- 2 場所 : 北九州市役所本庁舎5階特別会議室A
- 3 出席者: 委員7名、市側11名 計18名
〔委員〕 安部 高子 株式会社ケイ・ビー・エス 代表取締役
中村 啓子 北九州市婦人団体協議会 理事
宮地 久男 北九州市自治会総連合会 会長
森 裕亮 北九州市立大学法学部 准教授
森川 妙 北九州ESD協議会 コーディネーター
八幡 圭治 公募委員
湯浅 壘道 情報セキュリティ大学院大学 学長補佐

〔事務局〕 山本 浩二 総務局総務部長
井上 美紀 総務局総務課長
増田 真二 総務局総務課総務担当係長
川原 記和 総務局総務課主査
ほか、市関係課から7名が出席

- 4 傍聴者: 無
- 5 議事: (1) 条例に基づく市政運営の状況等についての審議
「第6章 コミュニティ」
 - ① 多文化共生のまちづくりについて
 - ② 地域コミュニティについて
 - ③ NPO 支援・協働に関する事業について(2) その他
・ 次回の会議について

6 議事内容

総務課長

それでは、お時間となりましたので、ただ今から、第3回北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会を開始いたします。

本日、倉地委員が欠席ということで、ご連絡いただいております。

7名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、ここからの進行につきましては、湯浅委員長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

湯浅委員長

大変暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今回は、実質的な審議から始まりまして、情報共有と市民参画を、主に議論いたしました。

本日は、コミュニティに関してですが、いろいろと以前からご意見いただいております、外国人の市民の方の問題、それから、自治会、町内会の地域のコミュニティの問題、NPOに関することです。

そういうところを、今日は中心にご意見をいただきたいと思います。

議事次第に従いまして、最初に、「多文化共生のまちづくり」について議論をしていただきたいと思います。北九州に限りませんが、全国で、本当に外国人が増えていて、北九州でもかなり増加しているという報告がございました。

それに伴って、いろんな変化や問題が、この地域のコミュニティでも起きていると思います。

やはり自治を確立する上で、外国人市民の自治ルール、あるいは、外国人市民の役割を、きちんと議論しないといけないというご意見をいただいていたところです。

最初に、事務局のほうから、現状と、それから市では、どういう取り組みをしているかを説明していただいて、その後にご議論をいただきたいと思います。

国際政策課長

皆さん、おはようございます。

私は、企画調整局で、国際政策課長の一徳といいます。

それでは私から、北九州市における多文化共生の取り組みについてご説明をさせていただきます。

本日は、まず本市の外国人市民の状況を、お話をさせていただきます。

その後、北九州市の多文化共生に向けた取り組みと、最近の地域の多文化共生に向けた活動の具体的な事例について、ご説明をさせていただきます。

本市の外国人市民の状況ですが、小倉城周辺や、門司港レトロ地区等でも、外国人の観光客が、かなり増えてきておりまして、また、コンビニとか、飲食店などでも、アルバイトとして、ベトナムとか、そういった外国人の皆さんを見かけることが多くなってきていると思います。

現在、今年の3月末の状況ですが、北九州市の登録人口は、全体では950,182人、外国人市民は13,048人で、割合は、約1.4%となっております。

この全体の数を国籍別、在留資格別で見たグラフですが、国籍別では、韓国・朝鮮の方が約40%、その次に中国、ベトナム、ネパール、フィリピンという順番になっております。

全体では、94カ国・地域の方が、現在、本市にお住まいになっております。

日本で3ヶ月以上生活する場合、在留資格が必要ですが、例えば、特別永住、永住、留学等、19種類の在留資格がありますが、この在留資格別で見ますと、特別永住者が約35%、永住者が15%、最近多くなっているのは、留学と技能実習で、留学が20%、技能実習が10%となっております。

留学は、大学や専門学校で学ぶ学生ですが、この技能実習は、開発途上国の外国人に、日本の技術や技能を研修で伝えていく目的で、外国から外国人を招いて、企業や個人事業主が雇用関係を結びながら、技能を修得していく資格であり、この技能実習と留学が、ここ最近、増えている状況になっております。

国籍別の割合では、2008年から今年の2019年の比較で、掲げております。

2008年は、韓国・朝鮮籍が6割以上でしたが、この方たちの割合がどんどん減ってきている一方で、ベトナム、フィリピン、ネパール、インドネシア、こういった国々の方

たちが増えてきている状況になっております。

国籍の多様化、ベトナム、フィリピンのような非漢字圏、漢字を使わない国からの出身の方が増えてきている状況になっております。

全国的に見て、北九州市は外国人比率がどういう状況かと言いますと、1.4%で、一番多いのは大阪市で、5%を超えていますので、比較的低いほうになっております。

下から低い順で6番目で、全国、政令市で見ても、それほど多いという状況にはなっておりません。

本市の外国人市民の状況の特徴は、全体の数としては、徐々に微増傾向ではありますが、先ほど見ていただいたように、在留資格、あと国籍別、こういったところで、総数的には少しずつ増えていますが、割合から見ると、国の割合とか、在留資格も、年々特別永住者が減っている一方で、留学や技能実習といった新たな外国人が増えているのが特徴になっております。

全国の都市では、外国人が一部の地域に集まって、集住地域というコミュニティをつくっている都市もありますが、北九州市の場合は、7区に散在して住んでいるのが、もう一つの特徴になっております。

それでは、本市の多文化共生の取り組みについて、ご説明に入りたいと思います。多文化共生の定義は、2006年に総務省が、研究会の報告書で「多文化共生とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として、共に生きていくこと」としております。

それで、「多文化共生に向けた国と北九州市のこれまでの動き」で、簡単にまとめております。

上のほうは、国の動きで、平成2年に「改正入管法」が改正されました。

これは、日系人、日系ブラジル人を定住者とし、日本に住める改正がされております。

これに伴いまして、静岡県や愛知県などで、日系ブラジル人が急速に増えて、集住地域が増えていったという傾向になってきております。

その当時、北九州市は、「北九州国際交流協会」を設立しております。

今言いましたように、日系ブラジル人、日系人が、急速に増えていった中で、日本全国、各地域で、外国人が急激に増えて、いろいろな課題が見えてきたことで、平成18年に総務省が、「多文化共生推進プラン」を通知しました。

それで、平成20年に文科省が「留学生30万人計画」、また平成24年に「入管法」が改正され、最初に言った技能実習、そういった在留資格等が整備されております。

こうした動きの中で、北九州市は、多文化共生を推進していくため、平成20年に、当時の国際交流課、今の国際政策課ですが、国際交流課の中に「多文化共生係」という新たな係を設置しました。

また、5年に一度、北九州市の国際政策の方針を示す「国際政策推進大綱」を策定していますが、平成23年に策定した「国際政策推進大綱」の中で、柱の大きな一つに、「多文化共生」を大きくクローズアップしているところでございます。

それと、1番下にありますけれども、「北九州国際交流協会」の設立当初は、北九州市の国際交流を推進する団体のミッションを持っていましたが、このように、「多文化共生」がクローズアップされていく中で、国際交流協会の役割も、国際交流から多文化共生の推進へ、役割を徐々にシフトしてきている状況でございます。

そうした中で、平成20年に外国人市民に対する多言語での相談対応や情報提供を行う「外国人インフォメーションセンター」を、北九州国際交流協会で設置しております。

それで、最近の動きとしては、この春に、新聞やテレビでかなりクローズアップされましたが、全国的な労働者不足の中で、労働者不足が言われている建設、介護、宿泊、飲食部門、全体で14部門ありますが、その14部門に、外国人労働者を受け入れる「特定技能」が、新たに在留資格として、今年の4月に新設をされております。

昨年末に国から、「外国人労働者が今後増えて行く中で、外国人の受け入れや共生のための総合的対応策を、各自治体がやっていくように」という通知が出されております。

それを受けまして、1番下にありますが、「外国人インフォメーションセンター」という、外国人窓口の機能を強化しまして、今年の4月から、「多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」という、外国人市民の相談を一元的に受ける相談窓口を、市内に開設をしている状況でございます。

よく言われるのは、外国人市民が抱える課題で、「3つの壁」がよく言われます。

1つ目は、「言葉の壁」。

日本語が分からない、特に非漢字圏から来られた方たちには、日本語がとても難しいといった壁があります。

2つ目は、「制度の壁」。

在留資格によって、活動内容や在留期間等が違ってくるといった制度の壁。

3つ目は、「こころの壁」。

受け入れ側の日本人市民との共生をしていく中で、文化とか習慣の違いがよく分からないといったように、コミュニケーションが取れない中で、孤立する恐れがあるといった、こころの壁が、3つの壁ということで、よく言われております。

こうした壁を取り除くために、2つ目の「制度の壁」は、国の法律等に基づいて行っているのですが、なかなか難しいことですが、「言葉の壁」、「こころの壁」、こういったものを少しでも低くしていくために、本市は、3つの視点で、今、多文化共生の取り組みをやってきております。

1つ目は、「外国人市民の自立支援」で、「多言語での情報提供」、日本語が不得意な外国人市民に対して、いろいろな相談窓口での相談等に対する「コミュニケーションの支援」への対応を行っております。

2つ目は、受け入れ側の「日本人市民への啓発」で、出前講演や国際理解の場づくり、多文化共生の意識づけ、日本人市民への啓発を行っております。

3つ目は、「外国人市民が地域活動に参加するきっかけづくり」で、同じ北九州市民として、外国人市民も地域活動や経済活動の担い手として、北九州市の中で活躍できるように、お互いが知り合って、コミュニケーションをとりながら、地域活動に参加できるきっかけづくりをしています。

具体的に、説明していきますと、「多言語による効果的な情報提供の推進」で、外国人市民が日本のルールに基づいて、本市で暮らしていくため、これはとても重要になってきております。

そのため、外国人市民が区役所に転入してきた時に、多言語による情報冊子を配布して、生活ルールを周知しております。

具体的には、「Life in Kitakyushu」というゴミ出し等を掲載している生活情報ガイドブックや、「防災ハンドブック」、「ごみの分別大辞典」、「自治会への加入促進リーフレット」、こういったものを転入セットとして区役所に来られた時にお渡しして、日本のルールを勉強してもらうということをやっております。

また、紙媒体とは別に、外国人向けの生活情報を動画で配信しております。

具体的には、「ごみの分け方・出し方」、昨年は「自転車の乗り方・ルールについて」という動画を多言語で字幕を入れたものをつくりまして、YouTubeでも動画配信しております。

こういった動画を使っただきながら、大学や専門学校で、新たに入学してきた外国人にオリエンテーションなどの場で活用していただいているところでございます。

あと、「生活支援の充実」ですが、先ほど申しました「多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」を今年の4月から開設しております。

八幡西区の黒崎にありますコムシティと、小倉北区役所に窓口を開設しまして、多言語での英、中、韓、ベトナムの外国語相談員を配置して、外国人の相談窓口を開設しております。

また、それ以外の言語につきましても、テレビ電話の通訳を利用して、14言語まで対応できるようになっております。

資料の中に、「ワンストップインフォメーションセンター」のリーフレットを参考で付けさせていただいております。

それ以外にも、学校や区役所等での手続きなどで、日本語が不得意な外国人のために、行政通訳のボランティアを派遣したり、病院にかかる時の医療通訳ボランティアを派遣したり、災害時に多言語で避難情報等の通訳対応を行うコールセンターを、今年の6月に開設しております。

日本語を修得していただくことも必要になりますので、現在、市内に「ボランティアによる日本語教室」を13箇所開設していますが、ボランティアによる日本語教室の開設のためにボランティアの養成といった支援もしております。

国際交流協会が主催して、「ママとパパのためのほんご教室」という、未就学児の子どもさんを抱えた外国人の親御さんを対象にした日本語教室も、平日の日中に開催しております。

次に、受け入れ側の日本人市民への啓発ですが、互いの違いを認め合う多文化共生の地域づくりということで、「市の広報媒体を活用した市民啓発」を、前回の委員会の場でもお配りしていましたが、最近では、今年の5月15日号の市政だよりで、多文化共生の特集をさせていただきまして、それ以外に、市政テレビやFMラジオ等でも、多文化共生の啓発を行っております。

今、アメリカ、韓国、中国からの国際交流員が、市役所で働いておりますが、その国際交流員を、市民センターや学校へ派遣して、自国文化の紹介や市民の異文化理解の促進等をやってきております。

毎年10月を「多文化共生推進月間」と設定して、国際交流イベントを集中的に開催して、市民の皆様にも、国際交流を通じた国際理解を推進しているところでございます。

こうした取り組みを通じまして、最近では、地域におきまして共生社会に向けた活動として、日本人市民と外国人市民が、いろんな共生の活動をしているところが出てきております。

2つ事例で挙げますが、1つが、小倉北区の小倉中央校区です。

これは、近くに日本語学校がありますが、日本語学校の学園祭と小倉中央市民センターの文化祭を同時に開催しまして、こうした交流の場を通じて、日常的に地域と交流できる風土づくりに取り組んでいる地域でございます。

もう1つは、八幡西区の浅川学園台地区で、これは、学研都市の外国人教員や留学生が多く住む地域ですが、地域の夏祭りや防災訓練、市民センターの事業等に外国人も多数参

加されて、夏祭りは、今年で25周年を迎えて、留学生による出店等も行われていると聞いております。

これまで、主に留学生が多く住んでいる地域で、こういった交流等が活発になってきています。北九州市でも年々増えてきている中で、一部の地域では、外国人、技能実習等が増えてきている地域も出てきております。

こうした地域から、外国人市民を地域の担い手として、ぜひ受け入れていきたいといった声も、我々のほうに挙がってきておまして、こうしたニーズに応えて行くために、今年度の新規事業として、「外国人との共生社会の実現に向けた環境整備事業」に取り組んでいるところでございます。

具体的には、小倉中央校区や浅川学園台地区といった、外国人市民との共生が進んでいる地域の活動事例を取り上げ、実際に外国人市民と交流していくにあたって、こういった取り組みを進めて行けばいいかといったヒントを見ていただくような活動事例集をつくらうと思っております。

外国人市民が増加している地域におきまして、異文化理解のための交流会や地域防災などの研修会の開催を、我々のほうで企画しながら、そういったニーズが挙がってきている地域と協議しながら、今進めているところでございます。

市内13箇所にボランティアの日本語教室がありますが、やはり一部地域によっては、日本語教室がまだ必要というお声もありますので、こういったところをターゲットに、ボランティアを育成しながら、新たな日本語教室の立ち上げ支援も進めていきたいと考えております。

以上、駆け足ではございますけれども、市のスタンスとしては、外国人を積極的に受け入れていこうというものではありませんが、グローバル化や日本全体で労働者不足という中で、外国人労働者が、北九州市でも今後増えていくことが予想される中で、日本人市民も外国人市民も暮らしやすい環境をつくっていこうと、多文化共生の取り組みを進めているところでございます。

私からは、以上です。

湯淺委員長

それでは、今の説明を踏まえまして、早速議論に入りたいと思います。

委員の皆様からのご質問、ご意見があればお願いします。

委員

自分自身が外国人を雇用しているものですから、非常にその辺はナーバスに状況をかなり知っているほうだと思います。

総合的には、万遍なくきちんとシステムを作ろうとされていることが分かりますが、処理できないことのほうが多いんです。

何故かと言うと、外国人は、私の場合は、欧米人がほとんどですが、欧米人は、すごい主張が強いんです。契約書にサインしていても、横車を押す人が多い。

やはり最悪のことを想定しながら、もう少しルール作りを、細かく厳しくする必要があるのではなからうかということですね。

その厳しくするというのは、何なのかというと、「この国は、日本の国なんです」と、「日本の国の中の北九州市」ということですね。「我々は、日本人です」と。

私は、多文化共生に反対している訳ではないんです。

しかしながら、我々の国は、我々が守らないと、誰も守らないわけですから、地域だっ
てそうです。その恐れを考えると、もっと細かいルール作りが必要だなと思います。

それは何故かと言うと、私たちが外国に行った時には、その国のルールに従わないと、
我々は全部はじかれるんですね。それは、外国人も知っていると思うんです。

だから、「この国に、この北九州市に入って来たら、この北九州市のルールはこうです」
ということをもっと厳しく書いていかないと、地域の自治会も含めて、言葉が通じない
から、「あんまりキツイことも言えない」というようなことになっていくと思うんです。

そうじゃなくて、理想的な多文化共生社会を作ることのほうが、もっと必要な
んじゃないかなと思います。

湯淺委員長

ありがとうございました。

国際政策課長

今、委員が言われたように、北九州市に来られた以上は、北九州市としてのルール、具
体的には、ゴミ出し等の生活上のルールがありますので、そういったところを守っていた
だくのは、当然だと思っております。

ですから、本市としましては、新たに転入してきた外国人には、いろんな媒体を通じて、
市で生活していくためのルールをきちんと知っていただくのは、これは前提だと思っ
ておりますので、そこは、引き続ききちんと対応していきたいと思っております。

委員

「全然知らない、そんなの」と言う人もいますよ。だから、そのために自治会が重要だ
らうと思うんですね。そこのトップの方の裁量が、非常に重要視されてくると思うん
ですよ。

地方自治体が、そんな町内会が、どうあらねばならないかということ、真剣に考えない
といけないと思います。

国際政策課長

先ほどの多文化共生のワンストップセンター、相談窓口ですが、これは外国人市民から
の相談も受けますが、例えば、地域に外国人の方が住んでいるだけけれども、どう対応し
たらいいかという、日本人市民からの相談も受けております。

そういった相談があれば、国際交流協会や国際政策課が、一緒に地域に出向きまして、
いろんなアドバイス等をしながら、やっていきたいと思っております。

委員

そこの辺りが、ちょっとゆるゆるだから、案じるんですよ。

もっと先にきついことを、きちんと言わないといけないのではないかなと思います。

湯淺委員長

委員からご意見があったので、確認として伺います。

3点ほどあって、1つ目は、今、市で、多文化共生をいろいろ取り組んできていただい
ていることは、ご説明で分かりました。

逆に、多文化共生とか、外国人関係で、例えば、こういう苦情があったとか、こういう問題があるっていうことを把握しているということはありませんか。

2つ目は、特定技能の制度が始まって、北九州市は、どういう職種とか、どういうところに特定技能の方が入っていきそうですか。

3つ目は、今、他の自治体の問題になり始めている、民泊の問題です。北九州市では、まだ民泊の問題はありませんか。

国際政策課長

地域におけます、外国人市民に対する苦情やトラブルですが、現実にはたくさんあるのかもしれませんが、本市のほうには、声は上がってきておりません。

いくつか声は上がってきているのは、例えば、「自転車の駐輪のルールが守られていない」、「ゴミ出しが守られていない」、そういった声は上がることはあります。

こういった声が上がってきている場合は、例えば、留学生の場合は、在籍している学校が分かりますので、我々のほうから学校を通じて、きちんと指導してもらい、そういった対応はやっているところでございます。

特定技能ですが、全国的にも、まだ不明確なところもありまして、北九州市にも、特定技能の在留資格を持っている外国人はゼロでございます。

ただ、本市の特色として、全然分からないところではあるんですけども、例えば、建設分野とか、そういったところが、今後、出てくるのではないかなと思っております。

ただ、試験等が始まっているのは、介護や宿泊、3つぐらいの職種だけですので、今後こういった動向になるのかというのは、正直まだ見えないところではあります。

民泊ですが、今のところはそんなに何か声を聞いているというのはないのが実情でございます。

総務部長

私から補足をさせていただきます。

まず、特定技能ですが、主に所管が産業経済局になります。

北九州市はやはり「ものづくりのまち」ということでございますので、今、担当課長が申しましたように、建設現場とか建築現場の需要が多いと思います。

その他に、今、技能実習でかなり多く入っておりますのが、食品加工のような分野です。

そういったところに、かなり入っていますので、特定技能が出てくるのかなと思います。

あとホテルとか、宿泊部門です。現在、旅行者が非常に多くございますので、高度人材ということで、多言語で喋れるかと、そういったところに需要が出てくるのではないかなと考えております。

それから、民泊の件でございますけれども、民泊は大きく2つほど分かれておりまして、1つは住宅事業法のほうの民泊、及び、国家戦略特区に基づく特区民泊。

大きくこの2つに分かれてございまして、現在、北九州市は、特区民泊として、平尾台と八幡の七条の辺りに2箇所ございます。

その他の住宅事業法に基づくものは、まだそんなに多くありませんで、産業経済局と保健福祉局で管理しております。

問題となりますのは、闇民泊と言われるところでございまして、この辺については、保健福祉局等が、サイトをチェックいたしまして、届出がなされていないようなもの、基本的には福岡県に届け出になるんですけども、闇民泊のようなのがあれば、現地調査に出

向いて、摘発ではないですけれども、調査しております。

実際、調査に行ってみると、既にそこにはなく、営業の実態がなかったということもあります。

今、北九州市で、闇民泊として、掴んでいるものはほとんどないという報告は聞いております。

湯浅委員長

委員、続きがありましたらどうぞ。

委員

今のお話をお聞して、やはり自治会の活動が本当に必要だなと思うんですね。

すぐに情報を上げるというのは、非常に必要なことであって、日本人もなかなか関わりたくないから、言わないというような風習があると思います。それが、結果的には悪いことになっていっている。

もっとこの意識の啓蒙を、市民にしないといけないんだろうなということをしみじみ感じています。

おかしいことは、おかしいと自治会に申し出たほうがいいと思いますけれども、言わないですよ、皆さん。

委員

自治会の在り方というか、体力という部分では、昔に比べてかなり落ちてきていると。

全体を引っ張っていくその自治会のリーダーとか、そういう方もやっぱりかなりの幅が出てきて、1年で変わっていく自治会もあれば、長年ずっと特定の方が続けておられるところもある。

その中で、やはり1年だと正直何も分からないというか、逆に言うと、長くしたくない前提で、自治会単位で、規約の中で、任期が1年というところを設定しているところもかなりあるみたいですね。

だから、実質的には、長く継続されておられるところが、私の関わっているところでいくと20%ぐらい。

それ以外は2年、若しくは1年のところっていうのが、結構多いですね。

その中で、やはりリーダーの資質というか、自分の自治会をどう考えるかというところを高めていくこと、地域の中で、築いていくことを今から先も考えていかないといけないなということが、非常に課題が大きいという現実があります。

3人の海外の方が実際にアパートに入って住まれています。

ゴミ出しの話も、苦情というか心配という形で上がってきて、今はルールも守られている。

ほとんどが、交通手段、自転車です。良い悪いは別にして、止めるところは、勝手にやられていたので話して、ここは空き家の部分、そして空き家の持ち主が、町内におりまから、「ちょっとここ、使わせて」というところで、今、そこにきちんとと入れてもらっています。小さいことかも分かりませんが、そういうものの積み重ねが、大事になってくるんだろうというところですよ。

だから、今は、ゴミの問題にしても、自転車も、目立った苦情もない。

今月の13、14、15日は、町内の盆踊りをするんですけども、可能であれば、そ

こに来ていただけたらいいのかなという話を、今からしていこうかなと思っています。

湯浅委員長

ちょうど町内会、自治会の話も出てきました。

ひとまず、町内会、地域コミュニティのところを、事務局から説明していただいて、そのあとに外国人のことも含めて、引き続きご議論に入っていただこうと思います。

地域振興課長

私、市民文化スポーツ局の地域振興課の鎌田と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、私のほうからは、自治会・町内会のご説明と、まちづくり協議会、それから市民センターについて、主に3点、ご説明をさせていただきます。

まず、自治会・町内会の組織につきまして、説明いたします。

皆様、大体、自治会に入っているのと、町内会入っていると思うのですが、まず加入いただきますと、1番下にあります、班とか組とか、これも名称は区によって違うんですけども、大体お住まいのところに、10世帯から20世帯ぐらいの規模で、組だとか班というのが、構成されております。

それが、市内全体で、21,000ぐらいの、1番小さい組織があります。

それを束ねる形で、町内会というのがございます。

これが、市内に2,800あります。

それで、その町内会を、また校区単位に括ったものが、これも呼び名が違うんですが、地区とか校区とかいうのがありまして、これが市内で205あります。

これが、見ていただいたとおり、区によって、名称だとか、組織の形が異なっております。

これは、五市合併という本市の歴史的な背景がありまして、自治会は、北九州市ができる前から、旧市からありますので、こういった形になっております。

特徴として、7つそれぞれ、区が自治総連合会という組織をつくっております、八幡東区の連合会長であり、枝光の、地元は枝光ですから、枝光のほうの会長でもあり、そして今は、7区の代表者の集まっている市の連合会の代表も務めていただいているという形になっております。

それと特徴と言いますと、門司区とか小倉北、南はですね、校区という連合組織、小学校校区と言ったほうが分かりやすいのですが、上に小学校の数とイコールではないのですが、小学校の統廃合もありますので、小学校の校区と自治会の連合会の校区というのが、ほぼ同じ形でできております。

一方、若松区は、この地区だとか、校区という組織がなく、他の区で言いますと、町内会単位の区の自治会というのが、47組織されております。

ただ、他の区の、この町内会という組織よりは、ここは規模も様々で、大きなところと言うと、2,000世帯ぐらいの、いわゆるこのクラスの自治会を組織しているところもあるというふう聞いております。

八幡東西、また戸畑もそうなんですけど、校区とは呼んでおりません、八幡東区で言うと、自治区会、八幡東西とも自治区会と言う、戸畑区については、地区自治会、これも自治委員協議会とか、自治区とかいう呼び名をしております。

ただ、他の区と並べた時には、大体こういう構成になっております。

西区は、エリアも広いこともあってだと思のですが、区の連合会と自治区会の間に、5つの連合会があるということなので、連合会が二層になっているというふうな特徴があります。

そういうことで、自治会の組織の形が、もう以前から異なっていると、今も異なっているという状況になっております。

次に加入率でございます。

加入率については、一番最新で、今年の4月で数字を出したところ、65.4%となっております。

これは、私ども北九州の平均を出す時に使っている数字は、推計人口で世帯数が出ますので、その数と、市政だより等をですね、自治会に配布を今、お願いしておりますが、そこで上がってくる自治会が配布していただいている世帯数がイコール加入世帯ということで、そういうはじき方をしております。

この出し方は、全国様々な自治体がありますけれども、統一されているわけではありませんので、北九州の場合はこういうはじき方をしております。

ご覧いただいたとおり、年々加入率は、減少傾向にあります。

総世帯数は、少しずつ実は、まだ増えておまして、一方で、加入世帯は、大体1年で3,000世帯ぐらい減ってきているという傾向になっております。

私どもが考えています加入率減少の主な要因としては、やはり自治会は、そもそも世帯で入っていただくという、世帯の中で、家族の中で、今までは、夜の会合は、お父さんが出られなければ、お母さんが出るとか、もしくは、お祖父ちゃん、お祖母ちゃんも一緒に世帯の時には、その役割、家族の中での役割分担ができていた時代があったと思うのですが、今は、一つは、高齢化の進展によりまして、そういういろんな役を引き受けるのも重いかですね、行事にもなかなか参加するのということであつたりとか、また共働き世帯も増えておしますので、なかなか世帯に入った時に、そういう行事だとか、役だとかいう時に、なかなか難しいということで、町内会に入らない、もしくは入っていたけれども辞めるというところが、少しずつ増えておまして、そうすると、先ほどの組織の構成で言いますと、組だとか町内会の10世帯から20世帯で構成していたものが、半分になり、またもっと減っていくと、そういう町内会自体の組織が非常に維持するのが難しくなってくるということで、加入世帯も少しずつ減ってきているという状況になっております。

先ほど言いましたように、「高齢者のいる世帯数の推移」を、ちょっと参考で、お配りしておりますが、この一番下のですね、ブルーのところですね、高齢者の単身世帯です。

平成7年、これが28,000世帯だったものが、20年経ちまして、高齢者の単身世帯が、60,000世帯となっております。この20年間で、大幅に増えております。

また、高齢者のみの、夫婦のみの世帯というものも、平成7年が34,000世帯だったものが、今、46,000世帯というふうに、全体として世帯も増えておりますが、特に、この単身世帯だということが増えていくと、なかなか町内会活動の参加とかいうところが難しくなっているかなと思っております。

また、「共働き世帯」なんですが、ここもちょっと割合だけなのですが、平成12年から27年の、この15年間で見た時のこの間に、徐々にですが、これは夫婦ともに就業、いわゆる共働きの世帯は、少しずつ割合が増えてきているという状況です。

夫が就業で妻が非就業という割合は、少しずつ下がってきている、まあまあ両方働くということと言うと、そういうことになっております。

また、これ「市民意識調査」、以前の会議でもご覧になっていらっしゃると思うのですが、

町内会のところだけ、ちょっと抜粋いたしますと、「自治会・町内会の活動内容の認知度」については、「よく知っている」とか「ある程度知っている」という割合は、併せますと57%ぐらいになっております。

これは、平成26年と比較させていただくと、あまり変わっていないのですが、半数以上は知っていただいているのですが、逆に言いますと、「あまり知らない」、「全く知らない」という層も4割ほどいらっしゃいます。

次に、「知っている自治会・町内会の活動」、これは「市政だよりの配布」でありますとか、「防犯灯の設置」、また「お祭りとかレクリエーション」ですね、「住民交流の活動」、「ごみステーションの管理や清掃などの環境美化活動」、こういったところが、知っている活動の主なものとなっております。

「加入状況」は、私どもの加入率のはじき方は先ほどご紹介したとおりなんですが、意識調査では、大体加入している方は、7割ぐらい、「入っています」という回答になっております。

2割ぐらいは、「加入していない」と。

「加入している年代別の傾向」、ちょっと記載しておりますが、入っている方というのは、50代以上の世代が「加入している」という、高い割合になっております。

一方で、加入していないという年代については、やはり若い世代が「加入していない」という回答となっております。

「加入していない理由」については、1番多いのは、「加入を勧められたことがない」、これが、31%。

あと同率で、2位が2つあるんですが、「住んでいるマンション等の集合住宅そのものが加入していない」という、また、「加入していなくても日常生活に支障がない」という方が、3割ほどいらっしゃいます。

次に「役員になりたくない」、また、「活動や運営の状況がわからない」と、こういったところが、「加入していない理由」の主な回答となっております。

「加入を勧められたことがない」という、これはまた年代別なんですが、若い世代は「加入を勧められたことがない」ということで、「加入していない理由」を答えております。

それから、2番目に多かった「マンション」の件については、若い世代もいますし、一方では、60代も若干高い割合で、「住んでいるマンションとか集合住宅そのものが加入していない」という状況になっております。

「加入していなくても日常生活に支障がない」、これも若い世代に加えて、60代にも一定の割合があります。

「役員になりたくない」、30代、40代、60代。

「活動や運営の状況がわからない」というところは、若い世代となっております。

全体として、未加入者の多くは、若い世代が多く、若い世代の方たちには、なかなか私たちが、今までやってきましたチラシだとか、パンフレットだとか、ホームページでの情報というのは、なかなか辿りついていないのかなと感じています。

また、共働きも増えていきますし、働いている世代で、現役世代でいうと、なかなか日中にそういう時間がないので、活動にも参加しづらいという状況あるのかなというふうには、考えております。

そういった中で、これは市の自治総連合会、7区の代表者、集まっただいて、自治会の活性化でありますとか、加入促進について、議論をしていただいております。

そのテーマが、ここに書いております「活動方針」というふうに、まとめておりますが、

これからの自治総連合会、自治会、町内会を含めて、それぞれ末端の組織まで含めて、これから自治会を、町内会を活性化していくためには、まず1つは、やっぱり住民の皆さん方に信頼される、特に災害時に、住民の皆さんに信頼される自治会をつくっていき、これを1つテーマにおこうということで、行っております。

具体的に、市内全部の町内会や校区の自治会が取り組んでいるわけではないのですが、既に自治会のほうで、町内会のほうで、こういった他の自治会、町内会が参考になるような取り組みありますので、こういったものを広めていこうということで、ここにズラッと書いておりますが、1つは「災害時に強い自治会づくり」を、今やっている町内会もある、自治会もあるので、これを皆さんに情報を伝えて、またいろんな取り組みの仕方、そういったものをお伝えして広めていこうとしています。

もう1つは、やはり「役員の業務負担が重い」という声も多いので、これを軽減しようということです。

これについても具体的に、町内会や自治会で、それに取り組んでいる自治会、町内会、ありますので、こういったものを広めています。

もう1つのテーマは、やはり活動の担い手を増やそうと。

その中で、PTA だとか、地域の伝統行事だとか、子どもたちが参加しやすいようなプログラムを提供して、それと併せて、PTA だとか、その親の世代を巻き込み、地域に取り込んでいくことをやっている取り組みを広めていこうということで、今回、お配りさせていただいている活動事例集には、いろいろ書いております。

こういったものを自治会にお配りして、「町内会まで配ってください」ということで準備しております。

さらに、「信頼性の向上につながる情報発信」ということで、先ほど言った、「どんな活動をしているか分からない、運営の状況が分からない」という声もありますので、そういったものは地域の会員、入っていただいている自治会の皆さん方が「ちゃんと周知、お知らせしていきましょう」と、これはお金のこともそうです。

自治会、町内会は会費をいただいて運営していますので、それについては「きちんと皆さんに報告しましょう」ということも、この事例集には載せております。

また、加入促進に積極的に取り組んでいる地域もございます。

特にマンションが多い地域は、やはり自治会の加入について問題を抱えていますので、もう住んでしまって、時間が経ってしまうと、なかなかそこから「自治会をつくりましょう」というのは難しいので、一番は、分譲の新築マンションであれば、もう入居前、入居スタートの時に、自治会をつくっていただくのが一番効果的ということで、そういった取り組みをしております。

また、賃貸のワンルームマンション等については、入れ替わりが結構ありますので、1人1人の世帯に加入を働きかけるのは、なかなか難しいという声がありますので、これに関しては、やはりマンションのオーナーがいらっしゃいますので、そのオーナーの方とどういう加入の方法ができるか協議をさせていただいています。

具体的に言いますと、例えば、10世帯だとか20世帯の賃貸マンション・アパートであれば、入れ替わりも含めて、そのうちの何割かを自治会の加入者として認めていただいて、オーナーのほうから家賃の入った時にその分を、一定の割合を町内会のほうに払っていただくというようなことをやっている地域もあります。

そういったものを広げていけば、「全く加入がない」ということはないんじゃないかということで、行っております。

こういった話を、会長の皆さん方、会長がまとめていただくという形で、7人の会長さん方との協議を、私どもも一緒に入ってやっております。

また、私どもが自治会と連携してやっている取り組みということでご紹介いたしますと、1つは、やっぱり若い方々に、自治会の重要性とか活動がなかなか伝わってないということですので、これは昨年、平成30年の3月に、このポータルサイトというのを立ち上げました。

ホームページは元々あるんですが、なかなかホームページだけでは情報が行き届いてないので、このポータルサイトを立ち上げて、新しい情報をどんどん、ここにアップしていこう、中には動画も入れていこうということをやっております。

また、「地域のちから報告会」というのを、これは平成15年から、実は毎年やっているんですが、自治会でありますとか、まちづくり協議会の、地域活動をやっていたいてる皆さん方に集まっていただいて、先ほどのような活動の情報共有だとか、情報交換の場を毎年、持っております。

また、企業への働きかけも大事だろうということ、これは最近の取り組みなんです、銀行とかを回らして、行員の皆さんの自治会加入も当然なんです、地域活動への協力を、改めてお願いしたりしております。

また、市政だよりは毎年1回、特集記事を掲載させていただいております。

あと、小学校の4年生向けにパンフレット「自治会ってなあに」というのを作りまして、こういったものも配布をさせていただいております。

時間はかかるかもしれないんですが、やはり子どもたちが、地域の活動を少し知っていただく、また体験していただく、そして大人になった時に北九州に住んでもらって、その活動にやはり参加すると。

また将来的には、そういう地域活動のリーダーとして、活躍していただくための種蒔きとしては、こういうことも大事ななと思っております。

次に、自治会の加入促進に関しては、自治会の皆さん方が主体となってやってくんですが、それをサポートするという意味で、このマンションとか共同住宅の加入にあたっては、マンション管理士の方を、そのノウハウを自治会の役員の方にお知らせしたりとか、加入促進マニュアルをつくったりとか、そういった取り組みをやっております。

数は少ないんですが、これは私どもがそういったマンション管理士を派遣したり、自治会の皆さん方が一緒になって取り組んでいただいた、件数だけを拾っていますが、この27から30年度ぐらいでマンションに限って言いますと、新築のマンションで言いますと、585世帯ぐらいは、そういった取り組みの成果として、新規の加入が上がっております。数はそんなにないんですが。

あと、宅建協会のほうにも協力をお願いして、加盟店舗でポスターとかチラシを掲示していただいております。

市外からの転入者に関しましては、いのちのたび博物館等の施設に無料で入れるようなチケットを自治会に入ってもらえる方には差し上げるということでウェルカムサポート事業をやっております。

自治会の強化に向けた支援としては、手引きだとか、地域デビューだとかそういった冊子を他にもつくっております。

また、防災というところを自治会、今から力を入れていきたいということですので、消防局とも連携して、市民防災会とも、自治会と市民防災会は表裏一帯となってやっておりますので、防災リーダーも各区、各町内会でも養成しようということで今取り組みを

始めているところであります。

続きまして、最近動画もいろいろ流行っていますので、私どもも動画作成をやってみまして、「町内会長に俺はなる」というのをつくっております。

今日は時間がありませんので、もしお時間がございましたら、ぜひご覧いただければと思っております。

町内会長の成り手が中々いないという声もあるのですが、これは町内会長に俺はなるというストーリーで子どもの頃からつくったのですが、これ市長にも出ていただいております、市長からはですね、「町内会長になるっていう動画はもしかすると、町内会長にみんななりたくないって思っている人にとっては、これは自治会加入促進につながらないのかなっていう声があるよ」と言われまして、でも我々はこういう話題は中々ないので、それでも少しでも話題提供になったとすれば、第1弾としては自分たちとしてはよしとして、もし次の第2弾をつくるとすれば、少し違う観点で皆さん方に自治会の活動を理解してもらえるようなことを考えたいと思っております。

反省しながらも、町内会のことが若い世代の方に伝わっていないとすれば、1つのメッセージとしては、良かったのかなと思っております。

次にこれも負担軽減に関しましては、役員の皆さん方いろいろな活動だとか業務を担っていただいております。

中には、もちろん地域の行事や会議もありますが、市からの依頼業務も結構たくさんございます。

市としては、自治会の役員の業務の中で、今となつては地域に必要性の低い業務、活動をもし市のほうから依頼しているとすれば、ここは我々が見直して負担軽減に取り組むべきだと、自治会の皆さんと話し合いをしながら、大事な活動は残すと、この業務の活動の中で必要性の低いところ、ここを減らしていこうということで市の全庁的な取り組みを行っております。

具体的に依頼業務と言いますと、自治会だけではなくて、地域の団体には様々な依頼業務を行っておりますが、委員の推薦依頼とか行事への参加依頼、市政だよりをはじめとしたいろんな印刷物の配布の依頼とか、イベントとかをやる時の協力のお願いとかいう、市役所とか区役所からいろんな業務が各地域の団体に行われると思います。

それについては、一回始めると中々止めきれないのですが、本当に今となつてはその事業は必要なのかどうかとですね、地域の団体に依頼しないといけない業務なのかとか、地域のほうのニーズだとか地域の声はどうなのでしょうかということ踏まえて、廃止だとか時期の変更、回数の見直し、集約化だとか、他の団体に依頼することはできないかということをやっております。

例えば、毎年10月に1万人の防犯パトロールっていうのをやっておりましたが、これは10月何日に、市内一斉に皆さん、市民センターになり集まっていたいただいて防犯パトロールを同じ日にしましょうとかいうことでイベント的にやっているものは止めましょうと。

地域の皆さん方が、毎月今でも防犯パトロールとかやっていたらいいんですが、それは地域にとって必要な活動であるのですが、1万人の一斉パトロールみたいなことは、たぶん地域の皆さんにとっては必要ないのでということだとか、例えば、毎年夏と冬とやっていたシンポジウムだとか、市民大会とかいうものは年1回に集約したりとか、そういうことは少しずつですが、見直しをやっているところであります。

まちづくり協議会につきましては、平成6年度から小学校区単位を基本に、設置を促進してきております。

これは地域の課題が多様化・複雑化するとか、一方で住民の連帯意識の希薄化、その個別団体の加入数の低下とかですね、個別の地域団体のみでの解決が困難になっているという中で、地域の団体が協力して地域づくりに取り組むための仕組みが必要であろうと、そういったところで自治会、社協、婦人会、老人クラブ等の地域団体をはじめとした地域の皆様方で構成する地域づくりの団体として、まちづくり協議会を組織していただくようになっております。

現在市内には137のまちづくり協議会が設置されております。

これは全てのまちづくり協議会が、こういう組織になっているということではないのですが、市のほうから提案させていただいた、まちづくり協議会の組織の形としては、いろんな団体が参加していただいておりますので、そういった団体のそれぞれ得意分野だとかいうところを発揮できるように、部会制という形でまちづくり協議会の中に部会制を引いて、そういった団体がそれぞれの部会に属す形で活動はできませんでしょうかということをやっております。

もう1つはですね、後で市民センターができてきますが、市民センターの日常的な管理の委託をさせていただいております。

この自治会との関係で言いますと、先ほど言いましたように、小倉北区南区だとか、門司区は1つのまちづくり協議会に、1つの小学校区の自治連合会となっております。

一方で八幡のほうだとか、戸畑、若松もそうですが、1つの校区の中に複数の自治会があります。

こういった場合は、これ4つですが、多いところは10ぐらい、自治会がありますのでこういう形になります。

こういう場合は、会長は兼務するケースが多いです。自治会の会長さんが輪番制だとか、もしくは他の役をやっていない方が会長を務めるというふうになっております。

まちづくり協議会の支援につきましては、地域総括補助金というのを、平成16年度から導入しております。

これは今まで各部局がいろんな補助金をバラバラと団体に交付してきたものを、まちづくり協議会に集約するという形、まちづくり協議会のほうが申請を一本化していただくという形になっております。

次、市民センターでございます。

市民センターにつきましては、これは地域のコミュニティの活動、また生涯学習、保健福祉活動が行われており、地域のコミュニティ活動の拠点として、整備をされております。

市民センターができるまでの経緯なんですけれども、もともと北九州市は公民館活動が非常に熱心で活発な市でございました。

これは右側に書いてありますが、旧八幡市だとか旧戸畑市は、昭和26年とか7年頃から中央公民館を開館して、八幡市に関しては中学校区、戸畑市に関しましては小学校区を単位に、地域の公民館を整備してまいりました。

旧門司市、小倉市、若松市は、地域の自治公民館が整備をされてきました。

そういった中で公民館を主体に生涯学習の授業だとか、また地域の活動の交流の場として、長年ここを拠点としてやってきました。

その中で平成5年に高齢化社会対策の議論の中で、小学校区を基本としての地域福祉のネットワークの構築、そのための住民の福祉活動、コミュニティ、生涯学習の拠点として、この市民福祉センターを整備してはという提言をいただきまして、平成6年からこの市民福祉センターを整備してまいりました。

もともと公民館がありましたので、小学校区に公民館がないところは、市民福祉センターをつくり、公民館があるところは、公民館との二枚看板化ということも行いまして、平成17年の1月に市民福祉センターと公民館を統合して市民センターというふうに名称を統一いたしました。

20年3月から、市民サブセンター構想も策定いたしまして、小規模な小学校区等で、市民センターがないところとか、旧の小学校区とかにはサブセンターも設置しております。今それが6館あります。

市民センターが、130館ありますので、合わせて136館を整備しております。

運営体制は、設置者であります市のほうで、館長を市の嘱託職員という形で採用しております。

全ての市民センターを館長を公募で、130人の館長を配置しております。

その事務の一部をまちづくり協議会に委託しておりまして、委託を受けたまちづくり協議会のほうでは市民センターの職員を雇用していただいております。

業務としては、受付とか使用料の徴収とか、各種事業の補助事務となっております。

市民センターでは館長とまちづくり協議会職員だけでは、なかなか事業の運営も難しいということで、生涯学習の推進コーディネーター、また、子育てサポーターが事業の企画や運営をサポートしております。

まちづくり協議会では、この市民センターの管理運営業務の一部の業務に加えて、市民センターを拠点とした地域づくりにも取り組んでおります。

こういった活動を、区役所のコミュニティ支援課でありますとか本庁の地域人づくり部、またコミュニティに関係する部署が連携して、支援を行っております。

市民センターでは、先ほども言いましたように、コミュニティの地域の皆様方のいろんな交流だとか活動の場になっております。

また、生涯学習の観点で言いますと、クラブ活動ということで市民の皆さん方の自主的な学習の場ということで利用されております。

また市が主にやっている事業としては健康づくりとか、高齢者いきいき相談とか、ふれあい昼食会、こういったものが全てではないのですが、介護予防教室については、125のセンターで行っております。

最近で言いますと、子ども食堂が最近市民センターでも使われるようになっております。

これ10って書いたんですが、今12館ぐらい今あったかと思えます。

すみません、数字が間違っておりました。

市民センターの利用状況で言いますと、136館で述べ525万人、1センターあたり、大体4万人ですね。

平成30年度で3万9千人って書いたのですが、平成30年度で510万人ぐらいでしたので、ちょっと減っておりますが、大体3万9千、4万人ぐらいが、1センターあたりの延べの利用者となっております。

その内訳としては生涯学習だとか、コミュニティのウエイトが大きいのですが、先ほどご紹介した、健康づくりだとか、なんでも相談とかいう保健福祉の活動もこういった数字がございます。

人材育成が非常に大事だということで市民センターでは生涯学習の市民講座、全てのセンターで行っております。

テーマとか内容については、館長だとか市民センターの職員、またいろんな生涯学習のコーディネーターとかがいろんな地域の課題解決につながるような講座を企画しようとい

うことでやっております。

あと、地域づくりマネジメント研修とか、市民カレッジとか、女性リーダー国内研修というのは生涯学習の総合センターで行っている研修でございます。

こういった研修で学んだ方が、また地域活動の担い手になっていただいたり、もしくは中には市民センターの館長の試験を受けるという方もいらっしゃいます。

館長もスキルアップのために研修を、新規採用だとか採用2年時、また選択制のスキルアップ研修も行っております。

ということで、あとコミュニティ施設の資格ということで、今ご紹介した市民センターは市が設置した施設でございます。

地域の中には、公民館類似施設ということで、これは地域が運営している公民館が194館（平成31年3月31日時点）でございます。

あと、年長者憩いの家、これは市が設置したものが157、地域が運営しているものが13。

また、集いの家、これも地域のほうで設置運営しておりますが、これは102あります。

地域の中には、全ての地域みんな同じではないのですけれども、市民センターがあり、公民館があり、憩いの家があり、集いの家がある地域があります。

今後の取り組みの方向性として、私どもコミュニティの支援を担当しておりますが、コミュニティ支援、地域がですね、市民センターの数で言いますと130ございまして、地域の課題も、また地域のそれぞれの取り組みの状況が様々でございます。

そういった中でこれから地域のコミュニティの支援をしていくためにはというところから言いますと、やはりコミュニティの現状や課題をしっかりと把握するところから行いまして、その地域の実情に沿った、取り組みを支援して、住民主体の地域づくりを、進めていきたいというふうに考えております。

湯浅委員長

それでは、先ほどの続きで、外国人住民の多文化共生のコミュニティでご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

自治会・町内会関係は委員が専門家ですので、今、北九州のことを話していただいたわけですが、全国的に最近どういう傾向なのをご説明いただければと思います。

森副委員長

基本的には加入率が下がってきているとか、自治会・町内会を取り巻いている事情はあまり変わりません。

活動内容が一番分かりやすいのはこのパンフレットですが、日・中・韓・英語で書いてあります。

こんな活動があつていまして書かれているものも、あまり変わりません。

おそらく、自治会の加入促進の脱会防止活動事例集でお書きになっていらっしゃることも、たぶんこういうことも同じくやられているのかなという印象です。

ただ、加入率は減っているとしても、微減ですよ。

でも東京だと、加入率20%というところがあります。

全国は40%ぐらいが平均かなという感じですが、大体の自治体の平均は60%から70%という感じだと思います。ただ加入率は減っているとしてもそこまで、大きく減っていない、割と自治会に加入しているんです。

ただ、深刻になってきているのが、役員になりたくない人というのは急激に増えてきていて、その原因はいろいろあると思います。

おそらく北九州市も関わっていて、町内会不要論がインターネット上で、この数年間いろんなところで炎上まではしていませんが、結構盛り上がっていて、そこで「いらなくて言っている人の意見があつて、新聞社もそれに乗って、西日本新聞社も総務欄のコーナーで、大きい某新聞社の調査で町内会不要論、「必要ですか、不要ですか」というアンケートで、「不要です」という人のほうが多かったという記事がありました。

でもその中身を見たら、加入していて役員もやったけれど、役員の任務が重過ぎるっていう意見が割と多いです。

それから、お金の使い方が不透明だつていうこと。役員の成り手がいないので役員になる人が長期化します。そうすると余計に長期間の中で、不透明になっている、お金の使い方とか、いろいろな意思決定が不透明になっている、それらの問題が直らないんだつたら不要ですという人が割と多い結果でした。

そこは全国的な問題として、3つあって、今順調に活動していらっしゃる方々はどこも問題はないんですけども、特に町内会・自治会の問題っていうのは、3種類の人っていて、1つは食べ過ぎの人、役員をしてくたたくたになっている方と、それから食わず嫌いな人、町内会ってちょっと得体が知れないよねっていうような人たちが実際にいるんですよ、先ほどもプレゼンで、活動や運営が分からないっていう30代、40代が多いっていうことでした。

この人たちは町内会・自治会がよく分からないっていう、そもそも何という人たちが実際にいるんですよ。

もう1つあったのは、食べ方が分からない人。

私の留学生、教え子の中で、関心はあるが、でもどうやって入ったらいいか分からないと言っているの、そういう人が割といるのではないかなという気がします。

3種類のターゲットを絞って、やはり食わず嫌いを直すっていうのは結構難しい問題ですけども、ちょっとターゲットを絞りながら、加入を増やしていくっていうことのほうが、それが適格かなっていう気がしましたね。

後は、おもしろい事例として、例えば学生が多いところだったら学生マンションに住めるけど、住んでもらう要件として自治会の活動をしてもらうっていうので、宿を提供していて、学生のうちから自治会、地域のコミュニティ活動を支援するっていう条件のマンションがある、都市部ではそういう事例が出てきていることはあります。

最近だと、それでもやはりかなり難しくなっているから、裁判も増えていて、2005年の最高裁判所の判決で、「自治会加入は自由で、義務ではない」ということが、判例で一応確認されたんですけども、それ以外でも加入の勧誘の仕方に関する裁判とか訴訟とか、またお金の人事関係の支出に関する訴訟も少しずつ出てきていて、かなり揉めるようにはなっているっていうのは感じますね。

外国のルールと日本のルールは全く違って、私も去年1年間外国人でしたけど、日本ルールって基本的にあいまいなところがある。

やはり来たい人だけ来る、来たくない人は来ないというのが明確です。もう意思に基づいているので、自治会という仕組み自体が海外には一切ないです。

なので、日本人同士だから、暗黙のルールで成立してきたんですけど、外国人がおられるともうほとんど成立しないから、それらをどうするかという問題に対する答えは、私もないんですけどね、かなり明確にルールはこれです、政府としてこういうルールが、地元

の政府としてこういうルールがあるので、来たい人は来る、来たくない人は来なくていい、明確でクリアな小分けがこれから必要になってくるかなって思うのと、積極的に自治会から資金を調達したり、メンバーを勧誘したり、自治会からの働きかけがより重要になる気がします。

湯浅委員長

補足的に最近の状況を言いますと、そもそもこの自治基本条例をつくった時に、「市民は自治会・町内会に入るようにしましょう」という条文を入れたっていうようなご意見もあって、しかしそれは自主的に入るっていう主旨にそぐわないっていうこともあったと思うんですね。

しかし、委員がおっしゃったように、自治会・町内会加入促進条例みたいなものをつくる自治体も少しずつ出てきておりますね。

ただ、調べたところ、「市民は町内会・自治会に入るように努めなければなりません」というような、市民側に言っている条例と、逆に「町内会・自治会は、自発的に加入して入ってもらうようにがんばりなさい」というように自治会側に向けてがんばりなさいと言っている、2パターンがあったかなと思いました。

それと、古賀市や福津市等の大きくない市だと、行政区というのがあります。

最近、「行政区に入らなければなりません」という条例をつくった市ができていて、結構自主的、自発的に入るっていう建前と、でも現実には行政機能をこんなに担っているものに入ってもらわないと困りますっていうその矛盾っていうんですかね、それが全国でいろいろ出てきている状況なのかなという気はしました。

ここは、現場で一番ご苦労されているお立場の委員から、ご意見はいかがでしょうか。

委員

私の住む地域のケースにはなるのですけれども、ここ3年ぐらい町内会が解散というか、会長等の役員になる人がおられないっていうことで、先に町内会の中で図って、決まった後、自治会から脱退したケースがありました。

そういうのが目立ったので、極力困った時には、まず、教えてくださいと。その中で3つほど、やはり相談が上がってきて、じゃあどうしようかということで、町内会を開きました。

一番大きなところは、町内会ってなんぞやっていうところが、住んでいる人たちにもやはり、周知されていないというところがありました。分からないなりに会長になって、何となくなんぞやっていうところがあったので、一応臨時総会開きましょうっていう形で総会開いて、そして町内会の中で、こういう体制でいきましょうと決めたんです。それでスタートして行って、それでも揉めて、また相談に来て、それならもう1回やればいいじゃないですかということで、また臨時総会を開きました。2回目で、みんなでがんばろうという形になって、結果、町内会長が決まったんです。

その町内会長さんが、昨年ですけれども、いろんな情報とか町内の中で困ったことを見つけられてきて、地域と一緒に会議する方向に進んでいった。

だから非常に安心されて、町内会長は代わったけれども、地域の活動の中に入ってくるようになった。知ってもらうということが、やはり一番大きなところなのかなと。

最近の話なんですけれども、あるマンションが今まで1棟が1つの町会だったんですよ。それが、町会が一気に減ってしまった。

だから、組もフロア単位でやって、10階だったら組は10個あることもあります。

1棟まるごとが組に入っていないところもあります。

区役所に連絡が入って、「最近市政だより入ってこないけど、どうなっているんだ」という話があって、部会長、東区の自治総連の事務局から連絡してご本人と話したら、町会が解散したことすら知らないという話がありました。

後は、今整理していますけれども、「地域の中の町会に年何回、参加していますか」という問いかけです。大体年3回ぐらいで、総会的な会合というのが1つ。後は、年に1回ぐらいにイベントをやる時の会合とかで3回ぐらい。

多いところは7回ぐらい、やっているところもあるのですが、毎月やっているところは正直ありませんね。1回も開いていないところもあるんですけど。

町会の財源的な不透明さとかいうのもどうなのかなというところもあるので、今から先どうするかという部分では、毎月1回、町会長会議25名集まって会議するんですけども、会議資料がありますね、その中の議事録をめくると、210世帯ぐらいある、210組ですか、25町会の中の組数の合計が。

地域ではこういう議題でこういうふうに話して、とかこういう情報がありますということ、情報発信して、資料があるので、これを活かして使おうと思います。

その中に、今からの方向性とかいうものを追加して情報発信することがやはり必要かなと思います。

正直自分の町内の中ではやっていたんですけど、アンケート結果で、地域の組の中では話合いができていない部分がありました。せっかく25の町会長が集まって話をしたものが、やはり広がって行ってない部分があるというのが確認できたと思います。

近頃、防災とか災害、北九州の中でも2年続けて大きな災害がありましたね。

地域の中で、7箇所ぐらいのところが崩れました。

その崩れたところの写真と、7月でしたから、それが12月末ぐらいまでにそれがどうフォローされて修復できたところとか手つかずのところっていうのを、資料にして町会には全部配って、いろんな話をしました。

ある部分では、その災害というのが今一番大きいチャンスと言ったらおかしいですけども、大きなポイントになるのではないのだろうかというようなところで、そこに特化しながら、情報を広めていって、擁壁の不十分さとかいうところについては、町会長さんが心配やねと、壊れたらお金たくさんかかるよと、今のうちに少し手を加えることによって、少し安全が保てるんじゃないかなというような話を含めてやっています。

まだまだ、情報がやはり広まってないというのがありますね。それは町会長の考え方かなり幅がある。

だからその幅の部分少し埋める形の部分を考えるのがやはり地域の括りかなというふうなところで、今時間を使っています。

森副委員長

例えば、まち協自身なんかは自治会にしているんで、自治会が元気がなくなるとまち協も一緒にパワーダウンするという点はあるんですけど、19ページかな、コミュニティのところで、いろんな役とか組織があって、例えば公園愛護会とか、婦人会とか老人クラブとか、いっぱい団体がありますよね。

それで、日本のコミュニティ政策は前の組織を見直さないで、そのまま新しい組織をどんどんつくってきたんですよ。

消防団があるのに、自主防災会を作ったり、どんどん市レベルじゃなくて国、官庁として、そういうことやってきているんですね。

結局どんどん新しいのが増えてきてっていうので、例えばやはり民生委員も今定員割れを全国的に起こしていて、もう成り手がなく、推薦をするのもできない、実際誰もやり手がなくから自治会長が仕方なく「もう私が兼任でやります」と。

結局善意の搾取みたいなことになっていて、それによって自治会長がより忙しくなっているのかなっていう事情も、もしかしたらあるのかなと思うのですが、その辺りどうなんでしょうか。

委員

これは私たちの地域のことで、まち協ができて、まち協の組織ができたから、会長、副会長、役員はでき、そこで事業を考えると、また今の既存の活動以外に新しい活動が生まれるんですね。

だからその分は話し合いをして、悪いけどまち協は事務局に、言い換えたら、組織は形としてつくるんですけども、そこが主催っていうよりも地域でいろんな公園愛護会とかいろいろ団体ありましたね。

その団体とリンクしながら、ある財源を、そこに少し投入して、そして一緒にやると。だから同じような活動を別々に、もうやるようなパワー、地域がないと思うんですね。だからやはり増やすよりも、集中した形の中で、やれる形をつくってあげれば、やりやすくなると思うので、そういう形で今進んでいますよね。

だから、まち協の自立っていうよりも、全体をこう包みこむようなポジションですね。

社協と同じようなポジションかも分かりませんがね。

また、我々地域の中には9人の民生委員がおるんですけども、1人が大体3つの町内ぐらいを担当しています。

町内会長は自分の町内の人たちの情報を持っているんですよ。

民生委員はその人たちに加えて、町内会に入っていない人の情報もやはり持つ必要があるし、どちらかというと、対象も高齢者が増えていますよね。

だから民生委員さんのハードルっていうのは、非常に高いと思うんです。

きつい状態です。

1つ言えるのは、行政からくるものは住基ネットから上がってきているんですけども、やはり実態とはあっていないところも結構多いんですね。

一人暮らしになっているけれども、子どもさんと同居されているとか、逆に言うと同居家族だけ、実際には1人という形になっていたり。

住民票が動いていなければ、現実に近い把握の仕方をするためには、やはり連携しながら、やっていかないと、質の高い情報を得られないし、それはもう自分たちでつくるしかないですね。

湯浅委員長

自治会・町内会のお話を、お話を伺えば伺うほど、とにかく大変なんだということを、大変分かるので、だんだん高齢者の方が増えていく中で、組織として支えていけるかっていうことを、どう考えるかが非常に難しいなと毎回思いますね。

他の皆様からは何かいかがですかね。

委員

何点かあるんですけども、まず1つ目が、資料4の3ページですね。

自治会・町内会が区ごとによって違う理由は五市合併の歴史背景があるということなんですけれど。

50年経っても統一できない理由ってなんででしょうか。一緒にしたほうが分かりやすいと僕は思うんですけども。

委員

実はですね、もう何年になるんですかね、4年ぐらい前ですかね、7人の会長で呼称を統一しようという提案がテーブルに上がって、話し合った経緯があるんですけど、それぞれのカラーが中々崩せなくて、結果としては、まだそこまではってという意見が多かったと聞いております。

でも大事なことなので、前任の会長から引き継ぎは、この辺はやはり考えたほうが良いよねっていう話で申し送りを聞いています。

湯淺委員長

この問題は前から委員もおっしゃっていましたよね。

委員

私は全く委員と同じ意見なんですけれども。

人口減少社会に入っているし、高齢者ばかりではどうしても動かないの、分かっているわけですよ。

だったらどこでするかっていったら、せつかくこういう会があるんだから、我々の委員会でそういうものを提案していく必要があるんじゃないかならうかと思えますね。

そして外国人も入ってくるわけですから、本当に犯罪が発生してくると思うんですよ。

制度化した分かりやすいまちづくりと言いますか、町内会とかそういうのが必要だと思うんです。

でも町内会が必要なのか、まち協が必要なのか、自治区会が必要なのかと、いくつも類似のようなことをしているところあるから、もっとすっきり分かるような形のほうが良いなど。

委員

僕は統一したほうが分かりやすいなというのと、2つ目が、こちらの町内会とか自治会とか一言じゃ説明できないじゃないですか。

何か一言で説明できる文言ってあったら嬉しいなっていうのと、それから入会するメリットってなんだろうというのが疑問なんですよ。

こちらのパンフレットに自治会はこんな活動行っていますって、防犯灯の維持管理ですか、町内美化活動、ごみステーションの維持っていうのは誰かがしていただかないといけないと思うんですけども、これ町内会に入って会費払っている人だけが受けているサービスかって言ったらそうではないんですよ。

ただ、利益を受けている人がその費用を払っていないっていうのはが、僕はちょっとおかしいのではないかとはいいます。

その親睦会とか運動会とか回覧板はいらないよっていう人からお金を取って町内のやつ

をするっていうのはおかしいと思うんですけども、利益を受けているものに対して、町内会費を払わないというか、というのは何か違うのではないかなと思いますので、何かそこは分けられないのかなと。

正直にはメリットがないかなと、町内会の役員の方とか自治会の役員の方にメリットって何なのでしょうかってお聞きするんですけども、「入ると活動が楽しい」って言われる。

確かに楽しいって感じる方にはメリットなんですけれども、そうすると楽しいと感じている方だけしか集まらないコミュニティなんですよ。

楽しいと感じてない方に入ってもらうための何か得はないのかなと思うと、「いや、やってみたら楽しいんだよ」って、でも僕、町内会入っていますし、積極的ではないかもしれませんが、行っているほうなんですけれども、公園の草取りしても全然楽しくないですよ、暑いし。

だから中々楽しいっていうものを感じられない人にとってのメリットをもう少しお示しできるものがあつたほうが、いいんじゃないかなというのは思います。

入会の方式について積極的に入りたいよっていう人が今入っていると思うんですけども、学校のPTAって、入りたいって意思表示した人が今入っているんですよ。

同じようにできないのかなっていうのとかですね。

区役所に転入した時に、葉書かなんか渡して、ここに書いて送ってください。

送ったら町内会入れますからね、みたいな、やれば割とすぐできて、外国人も入れているのかなとかいうのはちょっと思いました。

委員

最初に質問、興味レベルなんですけれども。

外国人の自治会への加入率っていうのはどのくらいなんですかね。

地域振興課長

それは把握できていないです。

委員

前の話でもあつたと思うんですけども、やはり外国人の方たちの問題がこれから深刻になっていくのかなと感じているので、自治会にはやはり入っていただけるようなシステムをどんどんつくってほしいなと思っているのと、災害に強いまちづくりというか、レジリエンスな街をつくるには横つながりっていうのはすごく大事だと思うんで、そういう点で自治会っていうものは、もっと強くしていけないと思わなくていいんですけども。

どうしてもやはり家族の構成であつたりとか、ライフスタイルが変わってきていることで、じゃあ自治会のあり方も昔のままでいいのかなと思うので、大きな変革というか、イノベーションは必要なのかなというのはすごく感じました。

お友達と自治会の話なんかをしていた時に、やはり自治会に参加するメリットの話があつたんですよ。

そういうのがないと、やはりなかなか参画してもらえないという話をしていて、よく海外とかで、ボランティアポイントみたいなシステムがあつて、ボランティアに出たらポイントがもらえて、それが現金化するシステムがあるじゃないですか、そういうのが自治会ポイントみたいな感じで、何かあつて、スマホでピッとかしながら、これは清掃活動に出ましたとか、ここも出ましたとか、貯めていって、見える化されてデータ化されて

いくとすごくおもしろいよねと。

そういう地域の情報を活用して、何か違うシステムでまちの構築ができるんじゃないかなと思ったりします。

今までのシステムでは、だめなんじゃないかなというのが正直な私の感想です。

湯浅委員長

自治会・町内会の問題はもう本当に自治基本条例をつくる時に、当時の委員長が、ここが一番の肝なんだということをおっしゃっていたので、やはり論じ出すと本当にいろんな問題が尽きない。

また逆に、自治会に入る必要がないならもっとメリットをもっと出そうよとか、今おっしゃったように委員が言われたようにするには、それを例えば地域通貨と連動させるとかね、いろんな新しい試みも可能性としてはあるなということを感じました。

次に、NPOの支援と協働を事務局から説明をお願いして、ご質問・ご意見等をお伺いしたいと思います。

市民活動推進課長

市民活動推進課の藤田と申します。皆様よろしくお願ひいたします。

私のほうからはNPO支援と協働についてご説明をさせていただきます。

私ども市民活動推進課は八幡西区黒崎、コムシティ内の市民活動サポートセンターを拠点にNPO、市民活動に関する相談、助言、情報の提供、講座の開催など各種支援事業を実施するとともに、NPO法人の設立の認証や認証の取り消し等、NPO法の所轄庁に關しての事務を行っております。

資料のほうなんですけれども、お手元にお配りしております、右上のほうに資料3と書いている、A3の資料でございます。

一部地域振興課のデータと被っているところがありますが、市民活動推進課の資料は2のコミュニティの現状(4)から(8)まで、次ページ、3のコミュニティに係る主な取り組みの状況につきましては、次ページ中段の協働のあり方に関する基本指針の策定から最後まちづくりステップアップ事業までとなっております。

それでは、最初の1ページのほうをご覧ください。

まずは2、コミュニティの状況、(4)のNPO法人の数についてです。

北九州市内の平成30年度末の、NPO法人数は345法人となっております。

この数字は北九州市が所轄庁として管理しております、法人305法人の他、所轄庁は他の都市でありますけれども、北九州市内に主たる事務所、あるいは従たる事務所をおいている法人を加えた数となっております。

それが345法人となっております。

NPO法は平成10年12月1日に施行され、今年で21年目を迎えます。

市内のNPO法人数は表のとおり右肩上がりに増加していつているんですけれども、平成30年度は初めて減少となっております。

これは委員の皆様も新聞等でご覧になられたかもしれませんが、昨年、休眠状態にあるNPO法人が、犯罪などに利用されるケースが社会問題化いたしました。

これに伴いまして、本市では法人の実態把握を強化いたしまして、活動実績のない法人に対しまして、解散に向けた指導を行うとともに、8法人の認証取り消しを行ったところでございます。

このような動きは、北九州市のみならず、全国的にも同様の傾向でございまして、今まで増加傾向にありました NPO 数は、全国的にも平成 30 年度減少に転じております。

本市としても今後 NPO 法人の実態把握に努めるとともに、休眠状態にある法人の適切な指導対応を行っていきたいと思っております。

続きまして、(5) の市民活動サポートセンターの利用者数についてです。

サポートセンターは平成 13 年、小倉北区のムーブ内に開設いたしました。

その後、平成 25 年度から八幡西区コムシティ内に移管し、ムーブに以前ありました施設は、現在はサテライトという形で使用しております。

利用者数につきましてはご覧のとおり年々増加しております、平成 30 年度 4300 人ほど利用者数が増えておりますが、この理由といたしましては、気軽に立ち寄っていただけるよう、ミーティングスペースやフリースペースのテーブルやイスの数を増やしたためかと分析しております。

続きまして、(6) 市民活動サポートセンターの団体登録数についてでございます。

この団体登録というのは登録していただければ、サポートセンター内の印刷機、ミーティングスペース、ロッカーなどの利用ができるほか、広報誌などの情報提供を受けることができます。

この 5、6 年については 500 団体程度で推移をしております。

次に、(8) 市職員を対象とした、市民活動への理解促進を図る研修への参加者数についてです。

職員の協働に対する意識改革を図るために、これまで市民活動推進課では新任係長研修や新規採用職員研修、またライフプランセミナーや、NPO と地域のつなぎ役、いわゆるパイプ役となります、市民センター館長向けの研修の際にも、NPO 法人等との協働に関する講義を行ってまいりました。

平成 30 年度、受講者は 477 人となっており、これにつきましても年々継続して実施しているため、受講者数も増えてきております。

1 つ前、(7) に戻りまして、NPO 法人との関連事業数についてでございます。

これは行政、北九州市と NPO との協働事業数の件数で、平成 30 年度は 240 件となっております。

協働の主な形態というのはいろいろございますが、多い順から補助、次に共催、そして実行委員会や協議会、最後に委託などとなっております。

増加の要因は、先に説明いたしました、市職員に対する研修を継続実施し、受講者数の増加に伴いまして、職員の協働に対する意識が浸透してきたのではないかとこのように考えております。

続きまして次ページの中段をご覧ください。

コミュニティに係る主な取り組み状況についての「協働のあり方に関する基本指針の策定」でございます。

中段、ちょっと下のほうになります。

NPO、地域団体、企業、行政などが、地域課題解決に向けた、協働によるまちづくりを促進するため、平成 24 年 11 月に、「北九州市協働のあり方に関する基本指針」を策定し、これまでそれぞれの団体の相互理解の促進や、協働意識の向上などに努めてまいりました。

さらに NPO と行政の協働だけにとどまらず、NPO や企業あるいは大学、地域など、団体相互との協働にも取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、NPO・市民活動促進事業についてです。

市民活動サポートセンターでは、すでに NPO で活動している方を専門相談員として、来ていただいています。そういった相談専門員による NPO 入門説明会や会計講座など、NPO の基本的な運営に関するセミナーを毎年、年間を通じて行っておりまして、ここに挙げている数字はその講座の実施数でございます。

平成30年度は、17回実施しております。

こういった講座のほか、会計や税務に関する税理士相談を実施しています。また、毎月第4木曜日には、NPO の活動を広く市民の方に知っていただきたいということで、サポートセンターの日と題しまして、NPO の活動報告会、これを市民の方にフリーでも聞いていただけるようなそういった報告会を開催しております。

また、月1回の広報誌「キラキラ」や週1回のメールマガジンなどにより情報提供を行っております。

本日皆さんにお配りしております、この「キラキラ」が月1回作っている私どもの広報誌でございます。

1ページ目2ページ目に、先ほど申し上げました活動報告会の法人の概要であったり、報告の内容、そして3ページ目に NPO にとっては、非常に有利な情報になるかとは思いますが、公的補助金だけではなくて、民間が出している補助金情報。そして4ページ目には、サポートセンターで行っておりますいろいろな相談会や講座、そういったものをご案内しております。

そしてもう1つ、「北九州市スペース企業と NPO との協働事例とポイント解説」ということで冊子をお配りしております。

これは先の協働指針の際にもご説明しましたが、NPO と行政だけの協働だけに留まらず、NPO と企業などいろんな団体が協働を進めるために作成いたしました。

なかなか協働、協働って言っても、どんなふうにやっていいのか分からないとかそういった声も伺ったりします。

これは NPO と企業の協働の事例、あるいは協働のポイントを解説することで協働にあたって何かヒントになればという形で作成いたしました。

当課では、こういった NPO と企業の出会いの場、いわゆる交流会というのを開催しています。そこに参加した企業、NPO に対して、こういった冊子をお配りしたりとか、広くホームページにも掲載し、協働推進に向けた啓発活動を行っているところでございます。

続きまして、NPO と協働によるまちづくり人材育成事業についてでございます。

多様な主体と NPO が協働事業を進めるために、NPO の基礎体力の向上を図るセミナーを実施しております。

具体的には資金調達や、マネジメントまたマーケティング等のセミナーでございます。

資料の右側、NPO 公益活動支援事業、そしてその下、まちづくりステップアップ事業です。

こちらはいずれも補助事業、いわゆるいろんな NPO や市民活動団体が実施する事業に対しての補助金事業となっております。

最後に、今後の市民活動推進課の方向性ですが、先ほどの自治会の中でも話が出ましたが、少子高齢化の進展に伴いまして、社会背景というのは非常に大きく変化しております。

それに伴いまして、市民ニーズというのも非常に多種多様化しておりまして、行政の力だけではなかなかそういった問題を解決することが難しくなってきています。

そういった中で、こういった社会問題に焦点をあてて活動していただく NPO や市民活動団体は行政としても、非常に大切な活動であると思っております。

今後とも NPO の支援であったり、そういった団体同士の協働について、フォローアップと言いますか、後方支援をしていきたいと思っております。

また加えまして、先ほど NPO の数が増えていただくことは私どもも非常にうれしいことではあるのですが、NPO の実態を把握して、適切な指導を併せて行ってきたいというふうに思っております。

湯浅委員長

NPO の支援で 1 点、最初この自治基本条例をつくる時に議論があったのは協働するってということについて、協力して働くんじゃないかと共に働くほうがいいんじゃないか、いやそれは逆に、ある種行政がやるべきことを、NPO に押し付けることになりはしないかとかいろんな議論があったりとかしたんですね。

それで委員から、協働ってということについて少し補足していただければと思います。

委員

実はこの協働って基本的に 90 年代初頭ぐらいに日本でも使われるようになりました。

元々 80 年代に、政府の仕事をカットして、民間の協力を得たいというところから始まりました。これは日本だけではなくてアメリカとかイギリスでも、ちょうど石油危機で政府の赤字が出てきた時に、どうやって政府の予算をカットするんだという時代でした。

それから、協力とか共に同じとかいうよりは、何かこう一緒に働くんだったっていうので何か、世の中を良くしていくんだみたいな話で、「協働」っていうのは割と使い勝手がよい言葉で、全国に広まっていったというのが経緯です。

ただ、湯浅委員長おっしゃったみたいに、「協働」って使い勝手がいいので、例えば当時の議論として出てきたのは、実質下請けに民間を使ったりという時に「協働」を使ったり、戦前の隣保共助の精神で隣組をつくろうみたいな、同じような論理が働くんじゃないかっていう不安が私たちにはあったのと、ある意味使い勝手の良さということですね。

あとですね、割と「協働」っていう言葉が日常の言葉になっているかということ、定着していない、定義がちょっと必要だったという状態もありましたね。

元々この条例はですね、「市民自治」というのが出てくるんですけども、政治とか行政をどう市民がコントロールするかっていうのがその条例の趣旨の 1 つだったので、そこに下請け的な意味で使用される「協働」っていう言葉を敢えて持ち込まないほうがいいんじゃないかっていうのが当時の議論でございました。

もちろん協働の指針は行政と住民だけではなくて、自治会と NPO とか、NPO と企業とかっているような主体を含んだものなのでその協働っていうのはありかなと、個人的には思うんですけども。

条例上に「協働」という言葉を持ち込んでないというのはそういう事情ですね。

ただおそらく基本指針の中で協働って何かという定義はされていますよね。

市民活動推進課長

はい、しております。

森副委員長

私これ書きましたので。

そこでは協働というのは定義されているので、「自治基本条例」と「協働の基本指針」と

というのは基本的に連動していると考えていいのかなと思っています。

湯淺委員長

私も思い出しましたが、だいぶん議論がありました。
NPO とか協働のあたりでご質問ご意見はいかがでしょうか。

委員

私の肌感なんですけれども NPO って、今は年配の方がすごく多くて、新しい団体などは私も少し知っていますが、あまり出てきてないなっていう気がするんですけれども。それに対してのフォローアップっていうか、そういうものもなさっているんですか。

市民活動推進課長

はい、国の調査によりますと、NPO 法人の代表者は60歳以上が約65%を占めているという結果がでています。

やはり高齢化していっていると、NPO 法ができて20年経過しておりますので、法ができた時は熱い思いで法人を立ち上げたものの、その時のメンバーのままでも活動している等やはり人材不足であったりとか高齢化っていうところは NPO の中でも大きな問題となっております。

私ども先ほど、協働っていう形をお話させていただいたんですけれども、企業であったりとか、大学生との交流会というのを実施しております、そういった大学生が、NPO の活動を聞いて、じゃあ1回参加してみようとか、あるいは将来的な NPO の担い手になっていただけるような、そういった場というのを提供したりはしております。

委員

ありがとうございます。

湯淺委員長

他にはいかがですか。

森副委員長

さっき、おっしゃっていましたが、まち協の場というか機会が例えば NPO と自治会とかいろんな団体の関係というのを、生み出しているっていうような、そこに市民センターが関われますか。

市民活動推進課長

そうですね、先ほど申しあげました市民センター館長研修などで、実際に私たちが NPO の活動などをご紹介と言いますか、NPO のことをお話しするんですけれども、地域に密着した NPO さんを実際に研修にお連れして、NPO の活動を PR していただいております。先ほど、こども食堂が市民センターなどで、たくさんやっていますよっていう話が出ていたと思うんですけれども、先日あった館長研修では、フードバンクであったりとか、防犯の関係で、パトラン、パトロールしながらランニングする、そういったパトラン北九州などの NPO をお連れして、活動を紹介してもらい、じゃあうちの中でもつくってみようっていうそういう形でも広がってます。

湯淺委員長

今日後ろのほうがやや議論不足になってしまった感もございましたので、次回は取りまとめに入っていきつつ、議論不足のところは、また次回ご議論いただこうということで、それに向けて私と副委員長と事務局とで協議をして、ここまでご議論いただいたものをベースに少し取りまとめの案を、準備をさせていただいて、次回それをベースにご議論いただく、また今日論じ足りないところも引き続き次回もご議論いただこうと思っております。

もう大概ご議論、論じ尽くされたと思いますので私の最後の所感としては、この条例をつくった時から問題になっていた、いわゆる住民基本台帳上の市民じゃなくて、不動産を北九州市に持っている、それを貸している、あるいはマンションを持っている、ご自分は北九州市に住んでいない、そういう方々も巻き込んでいかないと、いろんな問題解決しないなということを改めて感じたところです。

今日、論じ尽くせなかった部分等は次回に回させていただいて、次回のとりまとめに向けて、皆様のほうからこういう資料もまだ必要だというようなものもしございましたら、事務局に言っていただければ準備をお願いしたいと思います。

事務局から最後報告等がありましたら、お願いします。

総務課長

本日は長い時間ありがとうございました。

次回の日程のご報告です。

委員の皆様にあらかじめ日程を調整させていただいております。

次回は10月8日火曜日の10時から同じこの場所、特別会議室Aで開催したいと思っております。

また改めてご案内させていただきますが、お間違いのないようによろしく願いいたします。

湯淺委員長

本日はこれで終了したいと思います。

どうもありがとうございました。